

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	福祉手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鴨川市は、福祉手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

鴨川市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉手当の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 福祉手当の認定及び受給資格の継続に関すること。 ①認定請求書及び現況届の受付 ②支給要件の審査 ③支給判定の審査 ④認定通知書、却下通知書の送付 2 福祉手当の受給情報の変更に関すること。 ①変更届の受付 ②支給要件の審査 ③支給判定の審査 ④認定通知書、却下通知書の送付 3 福祉手当の受給資格の喪失及び支給停止に関すること。 ①喪失届及び支給停止関係届の受付 ②喪失通知書及び支給停止通知書の送付
③システムの名称	① 障害福祉システム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー ④ Acrocity福祉総合システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
①障害福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表67の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 13、16、19、29、42、80、125、146の項 (情報照会の根拠) 92、93、119の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 福祉手当の認定及び受給資格の継続に関すること。 ①認定請求書及び現況届の受付 ②支給要件の審査 ③支給判定の審査 ④認定通知書、却下通知書の送付 2 福祉手当
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鴨川市総務課行政係 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7829(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鴨川市福祉課障害福祉係 千葉県八色887-1 04-7093-7112
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月23日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） []接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則、本人等からのマイナンバーの取得を徹底しているが、困難な場合のみ住基ネット照会をおこな い、4情報による照会を厳守している。申請書等に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの 入力等については、複数人でダブルチェックを実施しており、リスクへの対策は十分であると考えられ る。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鴨川市情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ基本方針)により、原則他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防いでおり、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I-5 ②所属長の役職名	—	課長	事前	
令和1年6月30日	IV-1 提出する特定個人情報保護	—	基礎項目評価書	事前	
令和1年6月30日	IV-2 目的外の入手が行われるり	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-3 目的を超えた紐付け、事務に	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-3 権限のない者(元職員、アク	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-4 委託先における不正な使用	—	委託しない	事前	
令和1年6月30日	IV-5 不正な提供・移転が行われる	—	提供・移転しない	事前	
令和1年6月30日	IV-6 目的外の入手が行われるり	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-6 不正な提供・移転が行われる	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-7 特定個人情報の漏えい・滅	—	十分である	事前	
令和1年6月30日	IV-8 実施の有無	—	自己点検	事前	
令和1年6月30日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事前	
令和7年5月30日	I-1 ③システムの名称	① 障害福祉システム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー	① 障害福祉システム ② 中間サーバー ③ 団体内統合利用番号連携サーバー ④ Acrocity福祉総合システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事前	
令和7年5月30日	I-2 特定個人情報ファイル名称	①障害福祉ファイル ②団体内統合利用番号 連携サーバー	①障害福祉ファイル	事前	
令和7年5月30日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表1 47の項 行政手続における特定の個人を認識するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省省令第5号)第38条	番号法第9条第1項別表67の項	事前	
令和7年5月30日	I-4 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 28、56の2、87の項 (別表第2における情報照会の根拠) 67、68、85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第2における情報提供の根拠) 第19、30、44条 (別表第2における情報照会の根拠) 第38条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表 (情報提供の根拠) 13、16、19、29、42、80、125、146の項 (情報照会の根拠) 92、93、119の項	事前	
令和7年5月30日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成27年6月18日	1,000人未満(任意実施) 令和7年5月23日時 点		
令和7年5月30日	II-2 取扱者数	平成27年6月18日	1,000人未満(任意実施) 令和7年5月23日時 点		